

## 平成 29 年度第 1 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 平成29年7月24日（月）午後2時～午後3時45分

II 開催場所 県庁本館6階 大会議室1

### III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人

3 議題

(1) 審議事項

① ダイユーエイトさくら西店の新設届出について（さくら市）

② （仮称）マナベインテリアハーツ栃木大平店の新設届出について（栃木市）

③ たいらや今市店の変更届出について（日光市）

(2) 報告事項

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

(3) その他

4 閉会

### IV 出席者

〔委員〕 長田哲平、小高記美子、小白井敏明、佐々木真理子、白土陽子、福田康文、増田崇 以上7名

〔事務局〕 経営支援課 大橋課長、大森課長補佐（総括）、梁木副主幹（商業活性化担当）、吉浜主任、君島主事  
栃木市 商工振興課 寺井係長、五十畑主査  
日光市 商工課 登坂係長、佐藤副主幹

### V 議事の経過

午後2時、司会の梁木副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員7人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告があった。

会長から、職務代理者として長田委員が指名された。

会長から、議事録署名人として長田委員と小高委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項①の「ダイユーエイトさくら西店の新設届出について」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 騒音については問題なし。

委員 : 南東の住宅地との境界がメッシュフェンスなのであれば、騒音や排気に配慮して前向き駐車等の対応をしたらどうか。

事務局 : 境界は擁壁の上にメッシュフェンスの予定。前向き駐車については設置者に伝える。

委員 : 馬場南交差点を右折／左直する退店車両について、交差点需要率は問題ないが、混雑度が高い時間帯があるので注意されたい。

事務局 : 関係機関と協議のうえ適切な対応を行っていく。

- 委員 : 出入口①の出入口について、右折イン右折アウトの交錯に注意が必要なのではないか。
- 事務局 : 設置者に伝える。
- 委員 : 従業員駐車場については、表示して来客者用と分けるのか。
- 事務局 : 恐らく表示はしないと思うが、設置者に確認する。
- 委員 : 敷地が広いので開発許可の要件も厳しいと思うが、現在どのような状況なのか。
- 事務局 : すでに許可済みである。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題1 審議事項②の「(仮称) マナビンテリアハーツ栃木大平店の新設届出について」(栃木市)について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

- 委員 : 県内初出店だが、市で出店誘致などを行ったのか。
- 事務局 : 市で区画整理を行い、出店等が盛んなエリアであるが、誘致等は行っていない。
- 委員 : 騒音については問題なし。
- 委員 : 用水路を越えての入退店となるが、子供がガードレールを越えて落下しないような配慮が必要なのではないか。
- 事務局 : 設置者に伝える。
- 委員 : 荷さばき計画について、搬入が少ないのではないか。
- 事務局 : 既存店の実態に合わせて設定した。家具中心の販売形態であるため搬入はそう多くはないと聞いており、問題ないと考えている。
- 委員 : 家具店が万が一撤退となった際は、再活用が難しい店舗・業態であると思われるため、市としても対策等検討すると良いのではないか。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 出入口③は裏手であり、安全対策について再度確認したい。入庫待ち車両が市道に滞留しないか。市道の幅員はどのくらいあるのか。
- 事務局 : 誘導員の配置等によって対応する。幅員は6mで、相互通行が可能である。
- 委員 : 駐車場の必要台数の算出根拠について、「特別な事情」の適用は他店等でも自由に適用できるものなのか。また、平均乗車人数などは、都市部と一致しないのではないか。
- 事務局 : 特別な事情については、家具店についてのみ適用できるものとして運用しており、食品スーパー等に適用されるものではない。
- 委員 : 平均乗車人数等については、宇都宮大学と共同研究で設定したものであり、必ずしも今回の数値とかい離するものではない。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題1 審議事項③の「たいらや今市店の変更届出について」(日光市)について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

- 委員 : 住居地域であり、騒音対策等が必要と思われる。境界は現状と同様、メッシ

- 事務局  
委員 : ユフェンスと植栽だけなのか。また、現状で苦情等はないのか。  
事務局  
委員 : 境界はメッシュフェンスと植栽である。また、苦情等は特段把握していない。  
事務局  
委員 : 歩道からの出入りをできないようにするとあるが、現状は縁石のみで歩行者は行き来できる。これは車両についての記載なのか。  
事務局  
委員 : 車両についての記載だと思われる。歩行者は出入り可能である。  
事務局  
委員 : 既存店舗でありやむを得ないと思うが、西側からの来店車両について、引き込み車線等の安全対策が必要ではないか。正面の市道について、No.3の交差点以東への延伸も計画されているようであり、今後交通量の増加も見込まれるのではないか。  
事務局  
委員 : 設置者に伝える。  
事務局  
委員 : 既存棟の使用予定はどうなっているのか。  
事務局  
委員 : 検討中の店舗はあるが、現在未定である。  
事務局  
委員 : 店舗面積が増加するにもかかわらず、駐車場台数が減少しても問題ないのか。  
事務局  
委員 : 増加後の店舗面積から算出される必要駐車台数は確保する計画であり、問題はないと考える。開店後に駐車台数が足りない状況が継続して発生した場合には、駐車場の確保について検討する。  
事務局  
委員 : 夜間個別騒音について、C地点では県の運用方針の適用により問題なしではあるが、C地点付近の住宅に配慮し、メッシュフェンスではなく遮音壁にした方が良いのではないか。  
事務局  
委員 : 設置者に確認し、検討するよう伝える。  
事務局  
委員 : 交通については問題なし。  
事務局  
委員 : 第一種中高層住居専用地域での立地について、店舗面積等が立地不可能な規模ではないか。  
事務局  
委員 : 過半を占める区域が適用されるため第一種住居地域が適用となっており、立地が可能である。当初第一種中高層住居専用地域が過半であったため、事前手続きを一度見直した経緯があり、第一種住居地域が過半になることを確認済みである。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後3時45分に審議会は終了した。